

議案第62号

守口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例案

守口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年12月6日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

守口市自転車駐車場条例（平成17年守口市条例第30号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前				改 正 後					
第1条 略				第1条 略					
(名称、位置及び構造)				(名称、位置及び構造)					
第2条 略				第2条 略					
名称		位置		名称		位置		構造	
略				略					
大日 駅西自転車 駐車場		略		大日 駅西自転車 駐車場		略			
<u>守口 駅本町第2 自転車駐車場</u>		<u>守口市本町2丁 目83番の5先</u>						<u>屋外型</u>	
略				略					
第3条から第13条まで 略				第3条から第13条まで 略					
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）					
地下型 略				地下型 略					
屋外型				屋外型					
名称	区	一般	学生	障害者	名称	区	一般	学生	障害者

	分	1月	3月	1月	3月	1月	3月
略							
大日駅 西自転車 車駐車 場	略						
守口駅 本町第 2自転車 車駐車 場	自 転 車	<u>1,50</u> 0円	<u>4,20</u> 0円	<u>1,30</u> 0円	<u>3,60</u> 0円	<u>750</u> 円	<u>2,10</u> 0円
屋内型 略							
備考 略							

	分	1月	3月	1月	3月	1月	3月
略							
大日駅 西自転車 車駐車 場	略						
屋内型 略							
備考 略							

附 則

この条例は、公布の日から施行する。